

平成 30 年度現業職員の給与改定等に係る交渉の概要

1 交渉団体

神奈川県職員現業労働組合

神奈川県高等学校現業労働組合

2 交渉回数

平成 30 年 10 月 23 日から平成 30 年 11 月 15 日まで 7回

3 県の提案及び現業労組の主張と合意内容

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
給与改定関係			
月例給	行政職員との均衡を通じて、民間との均衡を図るため、給料表を改定する。	多くの職員が現給保障の対象となるなか、来年度現給保障の措置が終了し、給与が減少する。職員の生活改善につながる改定をすべき。	給料表の改定をする。 (平成 30 年 4 月 1 日適用)
期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> 人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げる。 平成 30 年度分については、12 月期に適用したい。 平成 31 年度以降の期末手当の支給月数は、6 月期と 12 月期で均等に配分したい。 		<ul style="list-style-type: none"> 勤勉手当の支給月数を 0.05 月分引き上げる。 (平成 30 年 12 月期から適用) 期末手当の支給月数は、6 月期と 12 月期で均等に配分する。 (平成 31 年 4 月 1 日実施)
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、平成 30 年度の支給率を 11.94%に改定する。		支給率を 11.94%に改定する。 (平成 30 年 4 月 1 日適用)
給与制度の総合的見直し			
地域手当	人事委員会勧告対象職員との均衡を踏まえ、平成 31 年度の支給率を 12%に改定する。	支給率を 13%まで上げるべき。	支給率を 12%に改定する。 (平成 31 年 4 月 1 日実施)
主な諸制度の見直し			
日額の特殊勤務手当の計算方法の変更	日額で支給される特殊勤務手当について、短時間勤務職員に係る勤務時間による割り落とし、修学部分休業・高齢者部分休業をしている職員に係る減額措置を廃止したい。	—	日額で支給される特殊勤務手当について、短時間勤務職員に係る勤務時間による割り落とし、修学部分休業・高齢者部分休業をしている職員に係る減額措置を廃止する。 (平成 31 年 4 月 1 日実施)

項目	県の主な提案	現業労組の主な主張	合意内容
主な諸制度の見直し			
給与減額の計算方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与減額について、勤務1時間当たりの給与額の算定に当たっては、時間外勤務手当等算定基礎額と同様、分母の時間数から休日分に相当する時間数を減じることとしたい。 ・ 修学部分休業・高齢者部分休業をしている場合における月額特勤の減額についても、同様としたい。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給与減額について、勤務1時間当たりの給与額の算定に当たっては、時間外勤務手当等算定基礎額と同様、分母の時間数から休日分に相当する時間数を減じる。 ・ 修学部分休業・高齢者部分休業をしている場合における月額特勤の減額についても、同様とする。 (平成31年4月1日実施)
非正規職員の忌引休暇等	<p>臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員、4分の3非常勤職員の忌引休暇及び慶弔休暇については、任用期間の定めのない常勤職員の例によることとしたい。</p> <p>ただし、短時間勤務職員及び4分の3非常勤職員の婚姻に係る慶弔休暇については、1週当たりの勤務日数に応じて付与することとしたい。</p>	—	<p>臨時的任用職員、再任用職員、短時間勤務職員、4分の3非常勤職員の忌引休暇及び慶弔休暇については、任用期間の定めのない常勤職員の例によることとする。</p> <p>ただし、短時間勤務職員及び4分の3非常勤職員の婚姻に係る慶弔休暇については、1週当たりの勤務日数に応じて付与する。 (平成31年4月1日実施)</p>
臨時的任用職員の私傷病の療養に係る特別休暇	<p>臨時的任用職員の私傷病の療養に係る特別休暇については、10日のうち5日を有給休暇としたい。</p>	—	<p>臨時的任用職員の私傷病の療養に係る特別休暇については、10日のうち5日を有給休暇とする。 (平成31年4月1日実施)</p>
再任用の給与水準	—	<p>級の格付け運用や期末勤勉手当等、給与水準について改善すべき。</p>	<p>給与水準については引き続き話し合っていく。</p>